

## 酒類販売業免許の相続等の場合の審査項目一覧表

1 酒税法 19 条《製造業又は販売業の相続等》の規定による酒類販売業免許相続申請については、次の項目について審査しています。

審 査 項 目		該 当 条 項 等
酒 税 法 10 条 各 号 の 検 討	1号関係：免許の相続申請者が酒税法（12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号）の規定により免許の取消処分を受けた者又はアルコール事業法の規定により許可の取消処分を受けた者である場合には、取消処分を受けた日から3年を経過していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法 10 条 1～3号 6～8号</li> <li>・酒税法 19 条</li> <li>・法令解釈通達 2編 19 条</li> </ul>
	2号関係：相続申請者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請でないこと	
	3号関係：相続申請者が未成年者のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しないこと	
	6号関係：免許の相続申請者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていないこと	
	7号関係：国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること	
	7号の2関係：免許の相続申請者が、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること	
	8号関係：禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること	
申告者以外の相続人に酒類販売業を相続する意志がないこと		

2 酒税法 19 条《製造業又は販売業の相続等》の規定による酒類販売業免許事業譲渡申請については、次の項目について審査しています。

審 査 項 目		該 当 条 項 等
酒 税 法 10 条 各 号 の 検 討	1号関係：免許の事業譲渡申請者が酒税法（12条1、2、5、6号、13条、14条1、2、4号）の規定により免許の取消処分を受けた者又はアルコール事業法の規定により許可の取消処分を受けた者である場合には、取消処分を受けた日から3年を経過していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・酒税法 10 条 1～3号 6～8号</li> <li>・酒税法 19 条</li> <li>・法令解釈通達 2編 19 条</li> </ul>
	2号関係：事業譲渡申請者が1号に該当する法人の業務執行役員をしていた者でその取消の日から3年を経過するまでの間の申請でないこと	
	3号関係：事業譲渡申請者が未成年者のときに、その法定代理人が1、2、7、7の2、8号に該当しないこと	
	6号関係：免許の事業譲渡申請者が免許の申請前2年内において国税又は地方税の滞納処分を受けていないこと	
	7号関係：国税等に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ又は通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること	
	7号の2関係：免許の事業譲渡申請者が、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（酒類の提供に係る部分に限る。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法（傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合及び結集、脅迫又は背任の罪）又は暴力行為等処罰に関する法律の規定により、罰金刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること	
	8号関係：禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過していること	